

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できる働きやすい環境を作るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2. 計画の内容

目標1. 男性社員の育児休職又は育児を目的とした休暇の取得促進

【対策】

- ・2022年4月～ 全社員に対し、育児・介護休業法改正について周知・解説を行う。
- ・2022年4月～ 育児に関する社内制度の理解及び利用の促進のため情報発信を強化する。

目標2. 働き方の見直しに資する業務効率化・柔軟な働き方の推進

【対策】

- ・2022年4月～ 業務用IT機器、その他職場環境の見直しによる業務効率化の推進。

目標3. 妊娠・出産・子育てを目的とした独自の休暇制度の検討

【対策】

- ・2022年4月～ 妊娠・出産・子育てに関わる社員の仕事と家庭生活の両立に資する休暇制度の導入を検討する。

以上